

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0409 )

第3回 栃木地方最低賃金審議会

令和4年8月5日 公開

開催日時	令和4年8月5日(金)	16時25分～17時05分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の改正決定について 2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について(諮問) 3 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和4年度第3回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の荻原委員が欠席。 委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果10名の傍聴申込みがあり1名が辞退により、抽選の結果8名となり 本日2名が欠席のため6名が傍聴することを報告。 また、報道機関2社が取材されていることを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
-----	--

太田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めます。</p> <p>傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは最初に、議題（１）の「栃木県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>まず、「令和４年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、７月２９日に開催された第２回審議会において伝達予定となっておりますが、中央最低賃金審議会の目安答申が、８月２日になされたところです。つきましては、本日事務局より伝達させていただきます。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	— 目安答申伝達 —
太田会長	ただ今の事務局説明について御質問等がありますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田会長	よろしいですか。 それでは御確認いただきました。
太田会長	<p>続きまして、本年度の栃木県最低賃金の改正審議につきましては、７月５日に開催されました第１回審議会において、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、専門部会に調査審議を付託したところです。</p> <p>その後、専門部会において３回にわたって審議を行い、先ほど開催された専門部会において、改正決定の議決が行われたところであり、専門部会運営規程第９条に基づき報告があります。</p> <p>事務局は、専門部会報告書（写）を全ての委員に配付してください。</p>
事務局	— 専門部会報告書（写）を配付 —
太田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	— 専門部会報告書（写）を朗読 —
太田会長	ただ今の専門部会報告書について、何か御質問などはございますか。
各代表委員	— 意見等なし —

太田会長	<p>特にないようですので、以上が専門部会の報告となります。</p> <p>この専門部会報告により、当審議会において、引き続き審議を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、当審議会は公開で行われておりますが、審議会運営規程第6条ただし書には「率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされ、この改正決定に係る金額審議につきましては、同条を適用して非公開で進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
太田会長	<p>それでは、これ以降の審議を非公開として進めたいと思っております。</p> <p>事務局は、傍聴人の方々を会場外へ御案内してください。</p> <p>傍聴人の皆様、審議が終了しましたら、再度御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	— 傍聴人等を会場の外へ案内 —
太田会長	<p>それでは、これ以降の審議を非公開で審議を続けさせていただきます。</p> <p>— 非公開 —</p>
太田会長	<p>それでは、審議を再開します。</p> <p>以降の審議については公開としますので、事務局は、傍聴人の方々を審議会場に案内してください。</p>
事務局	— 傍聴人を審議会場に案内 —
太田会長	<p>それでは答申文を審議します。</p> <p>事務局は、答申文（案）を委員に配付してください。</p>
事務局	— 答申文（案）を配付 —
太田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	— 答申文(案)を朗読 —
太田会長	この答申文（案）について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見・質問等なし —
太田会長	それでは、答申文について、原案のとおり決定いたします。

	<p>なお、手元の答申文の（案）を削除して、本日、令和4年8月5日の日付を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も準備してください。</p>
事務局	— 答申文を作成、答申文（写）を配付 —
太田会長	ただ今から、栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長に答申を行います。
会長・局長	— 答申文を手交 —
太田会長	ただ今、局長に答申しました。 ここで、局長より御挨拶があります。
局長	<p>ただ今、太田会長から令和4年度栃木県最低賃金の改正決定について答申をいただきました。</p> <p>栃木地方最低賃金審議会、専門部会の委員の皆様には御熱心に御審議をいただきました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中また暑い中、精力的に御審議を賜り、本日の答申をいただきましたことに対し心より感謝申し上げます。</p> <p>労働局といたしましては、この答申を踏まえ新たな最低賃金の発効に向け所要の手続きを進めてまいります。</p> <p>また、最低賃金の効力発生に合わせ多くの関係者の皆様に最低賃金の周知を図るとともに、その履行確保のための行政指導に努めてまいりますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>栃木県最低賃金の改正決定の御審議そして本日の答申、誠にありがとうございました。</p>
太田会長	<p>それでは、次に議題（2）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。</p> <p>既に設定されている塗料製造業をはじめとした6つの産業の最低賃金の改正決定の必要性について、局長から諮問が行われます。</p>
局長、会長	— 諮問文を手交 —
太田会長	<p>ただ今、局長より令和4年度の栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問を受けました。</p> <p>事務局は、諮問文の写しを全ての委員に配付してください。</p>
事務局	— 諮問文（写）を配付 —

太田会長	事務局は、諮問文を朗読してください。
事務局	— 諮問文を朗読 —
太田会長	事務局は、諮問の経緯等について説明してください。
事務局	— 申出状況及び審査結果等説明 —
太田会長	ただ今の説明に関し、御質問などはございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田会長	<p>特に御質問などがないようであれば、ただ今諮問された栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性については、第1回最低賃金審議会において設置した特別小委員会において、集中的に審議することとしております。</p> <p>その特別小委員会報告を踏まえ、8月23日に予定されている第4回最低賃金審議会において、審議することとなりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続いて、議題(3)の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	— 意見、質問等なし —
太田会長	特にないようであれば、事務局から栃木県最低賃金の公示から発効までの手続きと、今後の審議日程について説明してください。
事務局	— 栃木県最低賃金の公示から発効までの手続き及び審議日程について説明 —
太田会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
太田会長	<p>特に御質問などがないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により一部非公開とした部分を除き公開いたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —

太田会長	それでは、労働者代表中島委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。 これをもって、第3回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。
------	---